

目 次

教育委員会規則

- 北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則……………14
- 北海道立生涯学習推進センター管理規則の一部を改正する教育委員会規則……………20
- 北海道立図書館管理規則の一部を改正する教育委員会規則……………20
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則……………21

共同訓令

- 北海道苫小牧東部開発本部規程の一部を改正する訓令……………21

教育長訓令

- 教育長事務委任規程の一部を改正する教育長訓令……………22
- 教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令……………22
- 北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令……………25
- 機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令……………25

告示

- 教育職員免許状の失効について……………26
- 平成24年度北海道立高等学校入学者選抜推薦入学面接日及び合格発表日について……………26
- 平成22年度北海道スポーツ奨励賞の受賞者について……………26

通知・通達・照会

- 北海道教育委員会規則の公布について……………27

§ 公布された教育委員会規則のあらまし §

◆北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第12号）

1 趣旨

北海道教育庁の組織機構改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 総務政策局総務課に法制・行政管理担当課長を設置することとした（第4条及び第12条関係）。
- (2) 法制・行政管理担当課長の設置に伴い、教育職員局参事（行政管理・訟務）を廃止することとした（第7条及び第29条関係）。
- (3) 教育職員局教職員事務センターの事務に、委員、教育長、事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員に係る旅費の支給に関する事務等を新たに加えることとした（第7条及び第28条関係）。
- (4) 生涯学習推進局生涯学習課の事務として、子どもの読書活動の推進に関することを加えるとともに、同課に生涯学習推進センター担当課長を設置することとした（第23条関係）。
- (5) 職員の職に係る規定を整備することとした（第36条第1号及び第2号の表関係）。
- (6) その他所要の規定の整理を行うこととした。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成23年6月1日から施行することとした。

◆北海道立生涯学習推進センター管理規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第13号）

1 趣旨

北海道立生涯学習推進センターの執行体制をより効果的かつ効率的なものとするため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 北海道立生涯学習推進センターに置かれる職員の職を改めることとした（第5条関係）。
- (2) 管理部を廃止することとした（第6条及び第7条関係）。
- (3) 所長の職務代行を主幹とすることとした（第13条関係）。

3 施行日

平成23年6月1日から施行することとした。

◆北海道立図書館管理規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第14号）

1 趣旨

市町村立図書館等への支援及び子ども読書活動への支援の強化を図るため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 北海道立図書館に置かれる職を改めることとした（第4条関係）。
- (2) 館務分掌を改めることとした（第5条から第9条関係）。
- (3) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成23年6月1日から施行することとした。

◆地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則（教育委員会規則第15号）

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、学校教育法が一部改正となり、市町村の設置する幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可が不要となるとともに、市町村が当該設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ都道府県教育委員会に届け出なければならないこととされたことから、所要の改正を行うために、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

(1) 北海道教育庁組織規則の一部改正

市町村立幼稚園の設置廃止等の認可に関する事務が不要となったことに伴い、学校教育局義務教育課の所掌事務について、所要の改正を行うこととした（第1条関係）。

(2) 学校教育法施行細則の一部改正

市町村立幼稚園の設置廃止等に関し、届出が必要となったことに伴い、所要の改正を行うこととした（第2条関係）。

(3) 北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部改正

市町村立幼稚園の設置の認可に関する事項を、教育委員会の会議の議決事項から除くこととした（第3条関係）。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成23年6月1日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成23年5月31日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

北海道教育委員会規則第12号

北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中第20号を第23号とし、第17号から第19号までを3号ずつ繰り下げ、同条第16号中「県費負担教職員」の次に「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項の「県費負担教職員」をいう。以下同じ。)」を加え、同号を同条第19号とする。

第4条中第15号を第18号とし、第5号から第14号までを3号ずつ繰り下げ、第4号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 訴訟及び不服申立てに関すること。

第4条第3号の次に次の2号を加える。

(4) 事務局及び道立学校以外の教育委員会の所管に属する教育機関（以下「道立学校以外の所管機関」という。）の内部組織、定数及び事務管理に関すること。

(5) 行政改革に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

第7条中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、同条第5号中「及び教育委員会の任命に係る職員」を「並びに教育長、事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員」に改め、同号を同条第2号とし、同条第6号を同条第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (3) 委員、教育長、事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の旅費に関すること。
- 第12条中第19号を第25号とし、第13号から第18号までを6号ずつ繰り下げ、第12号を第17号とし、同号の次に次の1号を加える。
- (18) 訴訟並びに事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の身分取扱いに係る不服申立て並びに勤務条件に関する措置の要求に関すること。
- 第12条中第11号を第16号とし、同条第10号中「審査し、法令の解釈について連絡調整」を「審査」に改め、同号を同条第14号とし、同号の次に次の1号を加える。
- (15) 法制業務の総合調整に関すること（法令の解釈についての連絡調整を含む。）。
- 第12条中第9号を第13号とし、同条第8号中「道立学校以外の」を削り、同号を同条第12号とし、同号の前に次の4号を加える。
- (8) 事務局及び道立学校以外の所管機関の内部組織、職員の定数及び事務管理に関すること。
- (9) 所管行政の事務能率の増進に関すること。
- (10) 行政改革に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 改善プログラムの推進管理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 第12条第4号中「、教育次長及び総務政策局長」を削り、同条に次の1項を加える。
- 2 総務課担当課長は、総務課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
- (1) 教育委員会の会議及び委員に関すること。
- (2) 教育委員会規則の制定及び公布に関すること。
- (3) 事務局及び道立学校以外の所管機関の内部組織、職員の定数及び事務管理に関すること。
- (4) 所管行政の事務能率の増進に関すること。
- (5) 行政改革に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 改善プログラムの推進管理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 事務局及び所管機関の文書管理に関すること。
- (8) 教育委員会の所管に属する特例民法法人及び公益信託に関すること（特例民法法人の事業活動に関する指導及び助言を除く。）。
- (9) 教育委員会規則案その他の重要文書を審査すること。
- (10) 法制業務の総合調整に関すること（法令の解釈についての連絡調整を含む。）。
- (11) 市町村の組合に係る知事の処分に関し、あらかじめ意見を述べる等の事務を行うこと。
- (12) 市町村の教育委員会の組織及び一般的運営に関し、指導、助言及び援助を与えること。
- (13) 訴訟並びに事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の身分取扱いに係る不服申立て並びに勤務条件に関する措置の要求に関すること。
- (14) 教育委員会公報を発行すること。
- (15) 所管行政の情報公開及び個人情報の保護の総括に関すること。
- 第13条第1号中「他課」を「学校教育局健康・体育課及び生涯学習推進局文化・スポーツ課」に改め、同条第3号中「並びに道立学校以外の所管機関の職員及び道立学校の職員（以下「所管機関の職員」と総称する。）」を「及び所管機関の職員」に改め、同条第8号中「学校教育局義務教育課及び健康・体育課」を「他課」に改める。
- 第14条第6号中「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項の「県費負担教職員」をいう。以下同じ。）」を削る。
- 第17条第1号を削り、同条第2号中「総務政策局教育政策課、義務教育課及び健康・体育課」を「他課」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号中「健康・体育課」の次に「及び学校教育局参事」を加え、同号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とし、同条第9号中「義務教育課、特別支援教育課及び健康・体育課」を「他課」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号から同条第15号までを1号ずつ繰り上げる。
- 第18条第1項第2号中「健康・体育課」の次に「及び学校教育局参事」を加える。
- 第19条第2号中「総務政策局教育政策課及び健康・体育課」を「他課」に改め、同条第4号中「健康・体育課」の次に「及び学校教育局参事」を加える。
- 第20条第1項第1号ウ中「総務政策局施設課」の次に「及び生涯学習推進局文化・スポーツ課」を加え、同号エ及び同項第2号エ中「教員」を「教諭」に改める。
- 第21条第1号ウ及び同条第2号ウ中「教員」を「教諭」に改め、同条第5号中「生徒指導に関すること。」を「生徒指導に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）」に改める。
- 第23条第1号を削り、第2号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号の前に次の1号を加える。
- (9) 子どもの読書活動の推進に関すること。

第23条中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、同条第14号中「北海道立生涯学習推進センター及び」を削り、同号を同条第15号とし、同号の前に次の1号を加える。

(14) 北海道立生涯学習推進センターに関する事。

第23条に次の1項を加える。

2 生涯学習課担当課長は、生涯学習課の所掌事務のうち、北海道立生涯学習推進センターに関する事務をつかさどる。

第24条第1項第6号中「並びに」を「及び」に改める。

第28条第1号中「道立学校の職員」を「事務局の職員、所管機関の職員」に改め、同条第2号中「道立学校の職員」を「委員、教育長、事務局の職員、所管機関の職員」に改め、「事務を一元的に処理する方法等を検討する」を削る。

第29条を次のように改める。

(教育職員局参事の事務)

第29条 教育職員局に置かれる参事は、職員団体に関する事務をつかさどる。

第36条第1項第1号の表中

総務政策局教職員課 学校教育局義務教育課 生涯学習推進局文化・スポーツ課	担当課長	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務に従事するとともに、関係事務を整理する。
--	------	---

事務職員

を

総務政策局総務課 総務政策局教職員課 学校教育局義務教育課 生涯学習推進局生涯学習課 生涯学習推進局文化・スポーツ課	担当課長	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務に従事するとともに、関係事務を整理する。	事務
--	------	---	----

職員

に、

課	主幹	課の事務を整理し、グループの事務をつかさどり、課長を補佐する。	事務職員 指導主事
教育職員局教職員事務センター	主幹	センターの事務を整理し、グループの事務をつかさどり、センター長を補佐する。	事務職員

を

課	主幹	課の事務を整理し、グループの事務をつかさどり、課長を補佐する。	事務職員 指導主事
生涯学習推進局生涯学習課	主幹	課の事務を整理し、専門的技術的事項に関する事務を所掌し、課長を補佐する。	事務職員 (司書)
教育職員局教職員事務センター	主幹	センターの事務を整理し、グループの事務をつかさどり、センター長を補佐する。	事務職員

学校教育局新しい高校づくり推進室	指導主事	上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項	指導主事
------------------	------	---	------

に、 」	学校教育局 高校教育課 学校教育局義 務教育課 学校教育局特 別支援教育課 学校教育局健 康・体育課		の指導に関する事務に従事す る。		を
	学校教育局 学校教育局義 務教育課 生涯学習推進 局生涯学習課 生涯学習推進 局文化・スポ ーツ課	社会教育主 事	上司の命を受け、社会教育を 行う者に専門的技術的な助言 と指導を与える。	事務職員	

「	学校教育局 新しい高校づ くり推進室 学校教育局高 校教育課 学校教育局義 務教育課 学校教育局特 別支援教育課 学校教育局健 康・体育課 生涯学習推進 局生涯学習課	指導主事	上司の命を受け、学校におけ る教育課程、学習指導その他 学校教育に関する専門的事項 の指導に関する事務に従事す る。	指導主事	に、 」
	学校教育局 学校教育局義 務教育課 学校教育局健 康・体育課 生涯学習推進 局生涯学習課 生涯学習推進 局文化・スポ ーツ課	社会教育主 事	上司の命を受け、社会教育を 行う者に専門的技術的な助言 と指導を与える。	事務職員	

学校教育局 教育職員局 新しい高校づ くり推進室 課	主事	上司の命を受け、事務に従事 する。	事務職員	を	「 学校教育職 新しい推 進課 教育職 職員事 ター
	技師	上司の命を受け、技術に従事 する。	技術職員		

育局 員局 高校づ 進室 員局教 務セン	主事	上司の命を受け、事務に従事 する。	事務職員	に改め、同条第2号
	技師	上司の命を受け、技術に従事 する。	技術職員	

--	--	--	--

の表局の部中、

主幹	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。
係長	上司の命を受け、係の事務をつかさどる。
主査	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。
調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。
指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。
主任	上司の命を受け、事務を処理する。
主事	上司の命を受け、事務に従事する。

及び

指導班主査	上務
社会教育主事	上行と

司の命を受け、指導班の事をつかさどる。	事務職員 (社会教育主事)	を削り、同表中	教育支援課	指導班主
司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言指導を与える。	事務職員			

査	上司の命を受け、指導班の事務をつかさどる。	指導主事	教育支援課	指導班主査	上務
---	-----------------------	------	-------	-------	----

司の命を受け、指導班の事をつかさどる。	事務職員 (社会教育主事) 指導主事	に、	教育支援課	指導主事	上司のる教育学校教の指導る。
---------------------	--------------------	----	-------	------	----------------

命を受け、学校における学習指導その他の育に関する専門的事項に関する事務に従事す	指導主事	を	教育支援課	指導主事	上司の命を受る教育課程、学校教育に関する指導に関する。
			社会教育主事		上司の命を受行う者に専門と指導を与え

け、学校における学習指導その他のする専門的事項する事務に従事す	指導主事	に改める。
け、社会教育を的技術的な助言る。	事務職員	

附 則

- 1 この教育委員会規則は、平成23年 6月 1日から施行する。
- 2 この教育委員会規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁の職員で

ある者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって当該右欄に掲げる本庁の相当の職員となるものとする。

総務政策局教育政策課政策グループ	総務政策局教育政策課政策企画グループ
総務政策局教育政策課計画グループ	総務政策局教育政策課教育計画グループ
総務政策局教育政策課定数グループ	総務政策局教育政策課定数政策グループ
学校教育局義務教育課研修グループ	学校教育局義務教育課教員研修グループ
学校教育局特別支援教育課振興グループ	学校教育局特別支援教育課企画・振興グループ
学校教育局特別支援教育課指導グループ	学校教育局特別支援教育課学校教育指導グループ
生涯学習推進局生涯学習課企画グループ	生涯学習推進局生涯学習課企画・施設グループ
生涯学習推進局生涯学習課推進グループ	生涯学習推進局生涯学習課生涯学習推進グループ
生涯学習推進局生涯学習課社会教育グループ	生涯学習推進局生涯学習課社会教育・読書推進グループ

- 3 この教育委員会規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であつて、別に発令をされないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられるものとする。

空知教育局主査	空知教育局企画総務課主査
空知教育局社会教育係長	空知教育局教育支援課社会教育係長
空知教育局社会教育指導班主査	空知教育局教育支援課社会教育指導班主査
石狩教育局主査	石狩教育局企画総務課主査
石狩教育局社会教育係長	石狩教育局教育支援課社会教育係長
石狩教育局社会教育指導班主査	石狩教育局教育支援課社会教育指導班主査
後志教育局主査	後志教育局企画総務課主査
後志教育局社会教育係長	後志教育局教育支援課社会教育係長
後志教育局社会教育指導班主査	後志教育局教育支援課社会教育指導班主査
胆振教育局主査	胆振教育局企画総務課主査
胆振教育局社会教育係長	胆振教育局教育支援課社会教育係長
胆振教育局社会教育指導班主査	胆振教育局教育支援課社会教育指導班主査
日高教育局主査	日高教育局企画総務課主査
日高教育局社会教育係長	日高教育局教育支援課社会教育係長
日高教育局社会教育指導班主査	日高教育局教育支援課社会教育指導班主査
渡島教育局主査	渡島教育局企画総務課主査
渡島教育局社会教育係長	渡島教育局教育支援課社会教育係長
渡島教育局社会教育指導班主査	渡島教育局教育支援課社会教育指導班主査
檜山教育局主査	檜山教育局企画総務課主査
檜山教育局社会教育係長	檜山教育局教育支援課社会教育係長
檜山教育局社会教育指導班主査	檜山教育局教育支援課社会教育指導班主査
上川教育局主査	上川教育局企画総務課主査
上川教育局社会教育係長	上川教育局教育支援課社会教育係長
上川教育局社会教育指導班主査	上川教育局教育支援課社会教育指導班主査
留萌教育局主査	留萌教育局企画総務課主査
留萌教育局社会教育係長	留萌教育局教育支援課社会教育係長
留萌教育局社会教育指導班主査	留萌教育局教育支援課社会教育指導班主査
宗谷教育局主査	宗谷教育局企画総務課主査
宗谷教育局社会教育係長	宗谷教育局教育支援課社会教育係長
宗谷教育局社会教育指導班主査	宗谷教育局教育支援課社会教育指導班主査
オホーツク教育局主査	オホーツク教育局企画総務課主査
オホーツク教育局社会教育係長	オホーツク教育局教育支援課社会教育係長
オホーツク教育局社会教育指導班主査	オホーツク教育局教育支援課社会教育指導

	班主査
十勝教育局主査	十勝教育局企画総務課主査
十勝教育局社会教育係長	十勝教育局教育支援課社会教育係長
十勝教育局社会教育指導班主査	十勝教育局教育支援課社会教育指導班主査
釧路教育局主査	釧路教育局企画総務課主査
釧路教育局社会教育係長	釧路教育局教育支援課社会教育係長
釧路教育局社会教育指導班主査	釧路教育局教育支援課社会教育指導班主査
根室教育局主査	根室教育局企画総務課主査
根室教育局社会教育係長	根室教育局教育支援課社会教育係長
根室教育局社会教育指導班主査	根室教育局教育支援課社会教育指導班主査

北海道立生涯学習推進センター管理規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成23年 5月31日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

北海道教育委員会規則第13号

北海道立生涯学習推進センター管理規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立生涯学習推進センター管理規則（平成3年北海道教育委員会規則第21号）を次のように改正する。

目次中「第5章 内部組織（第6条・第7条）」を「第5章 削除」に改める。

第5条第1項の表を次のように改める。

職の置かれる組織	職員の職	職 務	職を占めるべき職員
所	所 長	所務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員
	参 与	上司の命を受け、特命事項を処理する。	
	主 幹	上司の命を受け、所掌事務をつかさどる。	
	主 査	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。	
	調 査 員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	

第5章を次のように改める。

第5章 削除

第6条及び第7条 削除

第13条中「管理部長」を「主幹」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成23年6月1日から施行する。

北海道立図書館管理規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成23年 5月31日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

北海道教育委員会規則第14号

北海道立図書館管理規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立図書館管理規則（昭和52年北海道教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第7条第2号の2及び第8条第3号の2」を「第7条第1項第5号」に改める。

第4条第1項の表中

部	部 長	上司の命を受け、部の事務をつかさどる。
---	-----	---------------------

を

部	部 長	上司の命を受け、部の事務をつかさどる。
室	室 長	上司の命を受け、室の事務をつかさどる。

に、

副 主 幹	上司の理する
-------	--------

命を受け、所掌事務を整理する。	を	副主幹	上司の命を受け、所掌事務を整理する。	に、
		企画主幹	上司の命を受け、課の事務のうち特定の事務に従事する。	
部課	を	部室課	に改める。	

第5条の見出しを「(部及び室)」に改め、同条第1号中「業務部」を「総務企画部」に改め、同条第2号中「奉仕部」を「利用サービス部」に改め、同条第3号を削り、同条に次の1項を加える。

2 利用サービス部に北方資料室を置く。

第6条（見出しを含む。）中「業務部」を「総務企画部」に改め、同条第11号中「整理し、保存し」を削り、同条第16号を削り、同条第17号を同条第16号とする。

第7条（見出しを含む。）中「奉仕部」を「利用サービス部」に改め、同条第1号中「以下同じ。」の次に「及び北方資料」を加え、同条第5号を同条第8号とし、同条第4号中「(北方資料閲覧室を除く。）」を削り、同号を同条第7号とし、同条第3号中「一般資料」の次に「及び北方資料」を加え、同号を同条第6号とし、同条第2号の2中「一般資料」の次に「及び北方資料」を加え、同号を同条第5号とし、同条第2号中「一般資料」の次に「及び北方資料」を加え、同号を同条第4号とし、同号の前に次の2号を加える。

(2) 支援活動用資料を整理し、及び保存すること。

(3) 北方資料の調査に関すること。

第7条に次の1号を加える。

(9) 図書館情報システムの維持及び管理に関すること。

第7条に次の1項を加える。

2 北方資料室は、利用サービス部の事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 北方資料（逐次刊行物を含む。）を選択収集し、整理し、保存し、及び利用に供すること。

(2) 北方資料の調査に関すること。

(3) 他の図書館等との北方資料の相互貸借を行うこと。

(4) 北方資料の直接の貸出しを行うこと。

(5) 北方資料の参考調査及び書誌の索引の作成に関すること。

(6) 北方資料閲覧室の利用に関すること。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条中「業務部に管理課、業務課及び市町村支援課」を「総務企画部に管理課及び企画支援課」に、「奉仕部に奉仕課、参考調査課」を「利用サービス部に利用サービス課」に、「北方資料部に収集保存課及び調査運用課」を「北方資料室に北方資料課」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成23年6月1日から施行する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則をここに公布する。

平成23年5月31日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

北海道教育委員会規則第15号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則

(北海道教育庁組織規則の一部改正)

第1条 北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「設置、廃止、設置者の変更の認可等の」を「設置、廃止、設置者の変更等に関する」に改める。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第2条 学校教育法施行細則（昭和53年北海道教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第23条第1号」を「第23条第1項第1号」に、「第5条第1項」を「第5条

第2項」に改める。

第3条第1項中「第23条第9号」を「第23条第1項第9号」に改める。

第4条中「第23条第4号」を「第23条第1項第4号」に改める。

第5条第1項中「第23条第2号」を「第23条第1項第2号」に改める。

第6条第1項中「第23条第5号」を「第23条第1項第5号」に改める。

第7条中「第23条第5号」を「第23条第1項第5号」に改める。

第8条第1項中「第23条第3号」を「第23条第1項第3号」に改める。

第9条第1項第2号中「(私立の幼稚園又は特別支援学校を設置する学校法人以外の法人及び私人を含む。次項において同じ。)」を削る。

第10条中「第23条第2号」を「第23条第1項第2号」に改める。

第11条第1項中「第4条第4項」を「第4条の2」に改める。

第12条から第14条までの規定中「第5条第1項」を「第5条第2項」に改める。

第16条第1項中「施行令」の次に「第23条第2項及び同令」を加え、「及び同令第26条第3項」を削る。

第19条中「第4条第4項」を「第4条の2」に改める。

第20条中「施行令第25条第1号及び第4号」を「法第4条の2、施行令第23条第2項、同令第25条第1号及び第4号」に改め、「及び第3項」を削る。

第38条から第40条までの規定、第48条から第50条までの規定及び第51条中「第5条第1項」を「第5条第2項」に改める。

別記第2号様式の1の記載上の注意の2中「第9条」を「第9条又は第19条」に改め、同様式の2の記載上の注意中「第9条」を「第19条」に改める。

別記第4号様式中「第23条第1号」を「第23条第1項第1号」に改める。

別記第5号様式中「第23条第9号」を「第23条第1項第9号」に改める。

別記第6号様式中「第23条第4号」を「第23条第1項第4号」に改める。

別記第7号様式中「第23条第2号」を「第23条第1項第2号」に改める。

別記第8号様式中「第23条第5号」を「第23条第1項第5号」に改める。

別記第9号様式中「第23条第5号」を「第23条第1項第5号」に改める。

別記第10号様式中「第23条第3号」を「第23条第1項第3号」に改める。

別記第12号様式中「第23条(第2号)」を「第23条第1項(第2号)」に改める。

別記第13号様式中「第4条第4項」を「第4条の2」に改める。

別記第18号様式中「学校教育法施行令」の次に「(第23条第2項)」を加え、「(第26条第3項)」を削る。

別記第21号様式中「第4条第4項」を「第4条の2」に改める。

別記第22号様式中「学校教育法施行令」を「(学校教育法第4条の2)(学校教育法施行令(第23条第2項))」に、「(第2項)(第3項)」を「(第2項)」に改める。

(北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部改正)

第3条 北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則(平成元年北海道教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第21号中「幼稚園、高等学校」を「高等学校」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成23年6月1日から施行する。

共 同 訓 令

北 海 道
北海道教育委員会訓令第1号
北 海 道 企 業 局

庁 中 一 般
部 局

北海道苫小牧東部開発本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年5月31日

北 海 道 知 事 高 橋 はるみ
北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子
北海道公営企業管理者 武 内 良 雄

北海道苫小牧東部開発本部規程の一部を改正する訓令

北海道苫小牧東部開発本部規程(平成7年北海道・北海道教育委員会・北海道企業局訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中「経済部産業立地・エネルギー局産業立地課」を「経済部産業振興局産業振興課」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年 6月 1日から施行する。

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第12号

庁 中 一 般
所 管 機 関

教育長事務委任規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成23年 5月31日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

教育長事務委任規程の一部を改正する教育長訓令

教育長事務委任規程（昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1項第1号中「(財務規則別表第1に掲げる地方部局の長（以下「地方部局長」という。）の長にあつては、前渡を受けた資金の額を超えない額の範囲内に限る。以下1の(4)、(6)及び(7)において同じ。)」を削り、同項第2号中「(財務規則別表第1に掲げる部局の長（以下「部局長」という。）に限る。)」を削り、同表第2項中「、部局長にあつては」及び「、地方部局長にあつては、前渡を受けた資金の額を超えない額の範囲内」を削り、同表第6項を次のように改める。

6 所属職員の諸手当に係る確認を行うこと。

附 則

この教育長訓令は、平成23年 6月 1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第13号

庁 中 一 般

教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成23年 5月31日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令

教育庁分課事務分掌規程（昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第9条」に、「第12条―第14条」を「第10条―第12条」に改める。

第2条及び第3条中「教育職員監」を「教育次長」に改める。

第4条中「及び主幹」を削る。

第5条第11号中「並びに主幹の担任」を削り、同号を同条第13号とし、同条第10号の次に次の2号を加える。

(11) 管轄区域における教育の普及及び振興に関すること（教育支援課の所掌に属するものを除く。）。

(12) その他管轄区域における地域政策に関すること。

第6条に次の6号を加える。

(8) 成人教育、青少年教育及び女性教育に関すること。

(9) 体育及びスポーツに関すること。

(10) 社会教育関係者の研修に関すること。

(11) 文化の普及振興に関すること。

(12) 文化財の保護に関すること。

(13) その他社会教育及び文化に関すること。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条を削り、第10条中「企画総務課、教育支援課及び主幹」を「企画総務課及び教育支援課」に改め、「又は担任事務」を削り、同条を第8条とする。

第11条第1項中「教育職員監」を「教育次長」に改め、同条第2項中「義務教育指導監及び主幹の担任事務」を「義務教育指導監の担当事務」に改め、同条を第9条とする。

第2章第2節中第12条を第10条とし、第13条を第11条とし、第14条を第12条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第1条関係）

第1欄		第2欄	
総務政策局	総務課	総括グループ 人事グループ 予算グループ	総括担当主査を含む。

	(担当課長)	決算・会計指導グループ		
		法制グループ 行政管理グループ 訟務グループ	総括担当主査を含む。	
	施設課	施設企画グループ 道立学校グループ 施設助成グループ 建築保全グループ	総括担当主査を含む。	
	教育政策課	広報広聴グループ 政策企画グループ 教育計画グループ 定数政策グループ	総括担当主査を含む。	
	教職員課	小中学校人事グループ 道立学校人事グループ	総括担当主査を含む。	
	(担当課長)	人事法規グループ	総括担当主査を含む。	
	(担当課長)	人事制度グループ 免許グループ	総括担当主査を含む。	
	学校教育局	高校教育課	学校制度グループ 高校予算グループ 普通教育指導グループ 産業教育指導グループ	総括担当主査を含む。
		義務教育課	支援グループ 教員研修グループ 義務教育指導グループ 学力向上推進グループ	総括担当主査を含む。
		(担当課長)	地域支援グループ	総括担当主査を含む。
特別支援教育課		企画・振興グループ 学校教育指導グループ	総括担当主査を含む。	
健康・体育課		校保健・体育グループ 学校給食グループ	総括担当主査を含む。	
参事(生徒指導・学校安全)		生徒指導・学校安全グループ	総括担当主査を含む。	
生涯学習推進局	生涯学習課	企画・施設グループ 生涯学習推進グループ 社会教育・読書推進グループ 青年の家グループ 洞爺少年自然の家グループ 砂川少年自然の家グループ 常呂少年自然の家グループ 厚岸少年自然の家グループ 森少年自然の家グループ 足寄少年自然の家グループ 北方民族博物館グループ	総括担当主査を含む。 北海道立青年の家駐在 北海道立洞爺少年自然の家駐在 北海道立砂川少年自然の家駐在 北海道立常呂少年自然の家駐在 北海道立厚岸少年自然の家駐在 北海道立森少年自然の家駐在 北海道立足寄少年自然の家駐在 北海道立北方民族博物館駐在	
		(担当課長)	生涯学習センターグループ	総括担当主査を含む。 北海道立生涯学習推進センター駐在
		文化・スポーツ課	芸術文化グループ スポーツ振興グループ 文学館グループ	総括担当主査を含む。 北海道立文学館駐在

	(担当課長)	釧路芸術館グループ	北海道立釧路芸術館駐在
		文化財保護グループ 文化財調査グループ	総括担当主査を含む。
教育職員局	参事(涉外)	涉外グループ	総括担当主査を含む。
	給与課	給与支給グループ 給与制度グループ 給与費管理グループ	総括担当主査を含む。
	福利課	企画福祉グループ 健康管理グループ 健康支援グループ	総括担当主査を含む。
	教職員事務センター	総務調整グループ 道立学校手当認定第一グループ 道立学校手当認定第二グループ 市町村立学校手当認定第一グループ 市町村立学校手当認定第二グループ 道立学校旅費グループ 市町村立学校旅費第一グループ 市町村立学校旅費第二グループ	総括担当主査を含む。
新しい高校づくり推進室	参事(高校配置)	高校配置グループ	総括担当主査を含む。
	参事(改革推進)	改革推進グループ	総括担当主査を含む。

備考 総括担当主査は、局、室又は課における管理、連絡調整等に関する事務を処理するものとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

第1欄	第2欄	
局	義務教育指導監	
企画総務課	総務係 主査 経理学校管理係 教職員係	地域政策担当
教育支援課	学校教育係 主査 義務教育指導班 高等学校教育指導班 社会教育係 社会教育指導班	研修担当
道立学校運営支援室	室長 主査 主査 主査	経理担当（日高、檜山、留萌、宗谷及び根室の教育局を除く。） 契約担当（日高、檜山、留萌、宗谷及び根室の教育局を除く。） 経理・契約担当（日高、檜山、留萌、宗谷及び根室の教育局に限る。）

附 則

この教育長訓令は、平成23年6月1日から施行する。

所 管 機 関

北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成23年 5月31日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令

北海道教育庁等専決代決規程（平成元年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「、室長及び主幹」を「及び室長」に改め、同条中「、道立学校運営支援室長及び主幹」を「及び道立学校運営支援室長」に、「、道立学校運営支援室の所掌事務又は主幹の担当事務」を「又は道立学校運営支援室の所掌事務」に改める。

別表第1教育局の局長の項第6号中「及び主幹」を削り、同項第13号中「届出の受理及び認定又は決定並びに」を削り、同項第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、同表実習船管理局の局長の項第9号中「届出の受理及び認定又は決定並びに」を削り、同項第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同表道立学校及び道立生涯学習推進センターを除く所管機関の長の項第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表第1に備考として次のように加える。

備考 課長又は担当課長の項中第25号から第37号までについては、生涯学習推進局生涯学習課に置かれる担当課長の専決事項から除く。

別表第2学校教育局の部義務教育課の項課長の欄第2号中「小学校」を「幼稚園、小学校」に改め、同欄第3号及び第4号を削り、同欄第5号を同欄第3号とする。

別表第2生涯学習推進局の部生涯学習課の項課長の欄第5号を次のように改める。

5 道立図書館の臨時休館に関する報告の受理

別表第2生涯学習推進局の部生涯学習課の項担当課長の欄に次のように加える。

道立生涯学習推進センターの臨時休業に関する報告の受理

別表第2教育職員局の部教職員事務センターの項課長の欄中「道立学校の職員」を「教育庁の職員、所管機関の職員」に改める。

別表第3中「、道立学校運営支援室長及び主幹」を「及び道立学校運営支援室長」に改める。

附 則

この教育長訓令は、平成23年 6月1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第15号

庁 中 一 般

所 管 機 関

機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令を次のように定める。

平成23年 5月31日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令

(北海道教育委員会公報発行取扱手続の一部改正)

第1条 北海道教育委員会公報発行取扱手続（昭和26年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「総務政策局総務課長」を「総務政策局総務課担当課長」に改める。

(職員賞罰等審査委員会設置規程の一部改正)

第2条 職員賞罰等審査委員会設置規程（昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の表(1)の項中「、局に置かれる室の室長」を削り、同表(2)の項中「、局に置かれる室の室長」を削り、「総務課長」の次に「、総務課担当課長」を加え、「、教育職員局参事（行政管理・訟務）」を削り、同表(3)の項中「教育職員局参事（行政管理・訟務）」を「総務課担当課長」に改める。

(教育庁文書管理規程の一部改正)

第3条 教育庁文書管理規程（平成10年北海道教育委員会教育長訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）及び第18条中「総務政策局総務課長」を「総務政策局総務課担当課長」に改める。

第22条第2項の表教育職員局参事（行政管理・訟務）の項を削る。

第26条、第27条、第35条及び第42条中「総務政策局総務課長」を「総務政策局総務課担当課長」に改める。

(所管機関文書管理規程の一部改正)

第4条 所管機関文書管理規程（平成17年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次

のように改正する。

第21条、第22条及び第32条中「総務政策局総務課長」を「総務政策局総務課担当課長」に改める。

（北海道立教育研究所、北海道立特別支援教育センター、北海道立図書館及び北海道立近代美術館を代表する課及び総括担当主査の事務分掌を定める規程の一部改正）

第5条 北海道立教育研究所、北海道立特別支援教育センター、北海道立図書館及び北海道立近代美術館を代表する課及び総括担当主査の事務分掌を定める規程（平成23年北海道教育委員会教育長訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表代表課の欄中「業務部管理課」を「総務企画部管理課」に改める。

附 則

この教育長訓令は、平成23年6月1日から施行する。

告 示

北海道教育委員会告示第47号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項第2号の規定により平成23年5月11日失効した。

平成23年5月31日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

氏 名	高 松 保 徳	本 籍 地	北 海 道
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者
小学校教諭1種免許状	昭51小1普第933号	昭和51年3月15日	北海道教育委員会
中学校教諭1種免許状 （理 科）	昭51中1普第1026号		
高等学校教諭1種免許状 （理 科）	昭51高2普第1159号		

北海道教育委員会告示第48号

平成24年度の北海道立高等学校の入学者選抜の推薦入学面接日及び合格発表日は、次のとおりとする。

平成23年5月31日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

- 1 推薦入学面接日 平成24年2月13日（月）
- 2 合格発表日 平成24年3月16日（金）

北海道教育委員会告示第49号

北海道スポーツ表彰規則（昭和38年北海道教育委員会規則第6号）第2条第1項の規定に基づき、次の者を北海道スポーツ奨励賞の受賞者として表彰した。

平成23年5月31日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

スポーツの優秀な成績を収めた者
個人

氏 名	住 所
安 藤 麻	旭川市
工 藤 督 宗	奈井江町
高 梨 沙 羅	上川町

通知・通達・照会

教 総 第 223 号
平成23年5月31日

各 課 長
各出先機関の長 様
各所管機関の長

北海道教育委員会教育長

北海道教育委員会規則の公布について（通知）

このことについて、北海道教育委員会規則等の公布等に関する教育委員会規則（昭和25年北海道教育委員会規則第20号）第2条第3項ただし書の規定に基づき、別記1及び2のとおり北海道教育委員会手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める教育委員会規則（平成23年北海道教育委員会規則第10号）及び北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則（平成23年北海道教育委員会規則第11号）を北海道庁前の掲示場に掲示し公布したのでお知らせします。

（総務政策局総務課法制グループ）

別記1

北海道教育委員会手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める教育委員会規則をここに公布する。

平成23年 5月13日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

北海道教育委員会規則第10号

北海道教育委員会手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める教育委員会規則

北海道教育委員会手数料条例の一部を改正する条例（平成23年北海道条例第23号）の施行期日は、平成23年 5月13日とする。

別記2

北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成23年 5月13日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

北海道教育委員会規則第11号

北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則（平成元年北海道教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第32号を第33号とし、第31号の次に次の1号を加える。

(32) 保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則の規定に基づく特定保険業に関すること。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。